

徳島県告示第九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、国分グローサーズチエーン株式会社に委託した次の事務について、令和三年十二月三十一日その委託を終了した。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

直営店舗及び加盟店舗における徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第三十一条に規定する県税等に係る徴収金の収納事務